別表第三の五十八の項を次のように改める。

五十八	一般国道百五十八号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　福井県吉田郡永平寺町牧福島にある一般国道百五十八号と福井県道百十二号との交点 二　大野市横枕にある一般国道百五十七号と一般国道百五十八号との交点

別表第三の六十の項を次のように改める。

六十	一般国道百六十一号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　大津市今堅田にある一般国道百六十一号と一般国道四百七十七号との交点 二　同市逢坂にある一般国道一号と一般国道百六十一号との交点

別表第三の六十一の項の次に次のように加える。

六十一の二	一般国道百七十五号	次に掲げる地点の間で供用されている区間（神戸市西区神出町田井にある一般国道百七十五号と神戸市道六十五号との交点を経由するものに限る。） 一　三木市別所町小林にある一般国道百七十五号同士の交点 二　神戸市西区神出町田井にある一般国道百七十五号同士の交点

別表第三の六十三の項を次のように改める。

六十三	一般国道百八十号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　岡山市北区高松田中にある高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線と一般国道百八十号との交点 二　総社市種井にある一般国道百八十号の指定区間と指定区間外の区間との接点

別表第三の六十八の項を次のように改める。

六十八	一般国道二百一号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間（行橋市行事五丁目にある一般国道二百一号と福岡県道二十八号との交点を経由するものに限る。） イ　行橋市吉国にある一般国道二百一号同士の交点 ロ　福岡県京都郡苅田町二崎にある一般国道二百一号同士の交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間（飯塚市片島一丁目にある一般国道二百号と一般国道二百一号との交点を経由するものに限る。） イ　福岡県粕屋郡篠栗町にある一般国道二百一号同士の交点 ロ　同県田川郡糸田町にある一般国道二百一号同士の交点

別表第三の七十二の項及び七十三の項を次のように改める。

七十二	一般国道二百二十号	次に掲げる地点の間で供用されている区間（鹿屋市古江町にある一般国道二百二十号と鹿児島県道六十八号との交点を経由するものに限る。） 一　鹿屋市古里町にある一般国道二百二十号同士の交点 二　垂水市新城にある一般国道二百二十号同士の交点
七十三	削除	

別表第三の七十六の項を次のように改める。

七十六	削除	

別表第三の七十八の項から八十の項までを次のように改める。

七十八	一般国道二百四十二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間（北海道足寄郡足寄町郊南一丁目二十九番二にある一般国道二百四十二号と足寄町道との交点を経由するものに限る。） 一　北海道足寄郡足寄町郊南一丁目二十九番二十八にある一般国道二百四十一号と一般国道二百四十二号との交点 二　同町郊南一丁目二十六にある一般国道二百四十二号同士の交点
七十九	一般国道二百四十六号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都千代田区永田町一丁目にある一般国道二十号と一般国道二百四十六号との交点 ロ　同都世田谷区上馬二丁目にある一般国道二百四十六号と東京都道三百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都千代田区霞が関三丁目にある一般国道二百四十六号と東京都道四百五号との交点 ロ　同区永田町二丁目にある一般国道二百四十六号同士の交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（神奈川県足柄上郡山北町向原にある一般国道二百四十六号と山北町道四号との交点を経由するものに限る。） イ　神奈川県足柄上郡山北町向原字下耕地二千七百六十一番一地先にある一般国道二百四十六号同士の交点 ロ　同町向原字上本村千七百八十六番二番地にある一般国道二百四十六号同士の交点
八十	一般国道二百五十四号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都文京区本郷三丁目にある一般国道二百五十四号の起点 ロ　同都板橋区東山町にある一般国道二百五十四号と東京都道三百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都豊島区東池袋三丁目にある一般国道二百五十四号同士の交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都豊島区上池袋二丁目にある一般国道二百五十四号と豊島区道百二十号との交点 ロ　同区上池袋二丁目にある一般国道二百五十四号同士の交点